

水田情報活用地域支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に定められた米穀の需給調整の円滑な推進のため、米穀の需給調整実施要領（平成18年11月9日付け総食第778号）に基づき農業者・農業者団体が実施する需給調整事務に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 この補助金は、山梨県農業協同組合中央会に交付するものとし、事業項目、事業の内容、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 山梨県農業協同組合中央会長（以下「中央会長」という。）は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない部分については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により中央会長に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該金額を減額して交付決定するものとする。

- 3 知事は前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 中央会長は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 中央会長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 第3条第2項ただし書による交付申請に係る交付決定については補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について第7条第2項による実績報告を行わなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 中央会長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 中央会長は、事業が完了したとき又は事業の廃止の承認を受けたときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 中央会長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前条第2項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は前項の報告があった場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、中央会長に通知するものとする。

(書類の保管)

第10条 中央会長は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
- 3 水田情報整備地域支援事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、当該要綱に基づき交付された補助金については、当該要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年3月31日から適用する。ただし、この要綱の施行前に交付決定されたものについては、なお従前の例による。

(別表)

事業項目	事業の内容	補助対象経費	補助率
水田情報システム の運営・管理	・ 一体化システム修正費 ・ 一体化システム維持管理費 ・ 水田データ作成費	1 委託料 2 役務費（手数料等）	定 額